

学 籍

指導要録は、児童、生徒の学習及び健康の状況を記録した書類の原本であり、学校内部での指導及び外部に対する証明等に、役立たせるための原簿として利用される。学校外には持ち出し禁止で、耐火書庫で厳重に保管するべきである。

高知県統一校務支援システムの導入により、原則として、紙媒体での印刷及び保存は行わず、原本は暗号化された PDF データとして電子媒体で校務支援システムのサーバ上に保管する。
(四万十町は令和元年 9 月より校務支援システム導入)

四万十町教育委員会が処理する事務

- (1) 住民基本台帳に基づき学齢簿の編製（学校教育法施行令第 1 条～第 3 条）
- (2) 就学時の健康診断とその結果に基づく措置（学校保健安全法第 11 条、第 12 条）
- (3) 入学期日の通知、学校の指定（学校教育法施行令第 5 条～第 8 条）
- (4) 区域外就学に関する事務（学校教育法施行令第 9 条第 1 項、第 2 項） 他

学校が処理する指導要録事務について

根拠となる法令等

作成義務

(指導要録)

学校教育法施行規則第 24 条

- ① 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第 31 条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。
- ② 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。
- ③ 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。

保育所保育指針【平成 20 年 3 月 28 日 厚生労働省告示 141 号】

保育所保育指針の施行に際しての留意事項について【平成 20 年 3 月 28 日 雇児保発第 0328001 号】 第 3 保育所児童保育要録関係

- 2 (2) 作成した保育所児童保育要録については、その写しを児童の就学先となる小学校の校長に送付すること。
- (3) 保育所は、作成した保育所児童保育要録の原本について、保育所児童保育要録の趣旨にかんがみ、当該児童が小学校を卒業するまでの間保存することが望ましいこと。

保存期間（耐火書庫又は校務支援システムのサーバ上に保管する）

学校教育法施行規則第28条

項 目	学籍に関する記録	指導に関する記録
卒 業	卒業した年度の翌年度より 20年	卒業した年度の翌年度より 5年
転 出	転出した年度の翌年度より 20年	転出した年度の翌年度より 5年
退 学	退学した年度の翌年度より 20年	退学した年度の翌年度より 5年
廃 校	上記保存年限から、廃校まで学校で保存した期間を差し引いた期間	
指導要録抄本 (幼稚園・保育所、小学校から送付)	在学期間中（転出の際は、転出先に原本を送付する） ※保育所は原本証明がなくてもよい（四万十町）	

校務支援システム

[高知県統一校務支援システム指導要録作成要領](#) 令和2年3月6日 高知県教育委員会

四万十町における取り扱い上の注意

1、[完全電子原本化までのスケジュールについて](#)

四万十町は令和元年9月から校務支援システムが稼働した。そのため、但し書きのとおり平成31（令和元）年度入学時に紙媒体で作成した指導要録は電子データと紙原本による原本保管をする。 【参考】高知県統一校務支援システム指導要録作成要領（3P 参照）

2、出欠の記録欄の記載

（出席停止・忌引等の日数）

- 四万十町立学校管理運営規則第13～15条により四万十町教育委員会が出席停止を命じた日数。
- 伝染病に係る出席停止、隔離、学級閉鎖による臨休、忌引、非常変災等、及び特に教育上必要な場合で、校長が認めた日数。
- （[該当伝染病については学校保健安全法施行規則第18条参照](#)）
- 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数。

(出席日数)

- 学校の教育活動の一環として、運動、文化行事等に参加した場合には、出席扱いとする。
- 不登校児童生徒が、教育支援センター（かげつ教室・たのの教室・とおわ教室）等に通所し、学校長が認めた場合は出席日数に入れる。

(備考)

- 不登校児童生徒が教育支援センター（かげつ教室・たのの教室・とおわ教室）等に通所し、校長が出席と認めた場合はその施設名と日数を記入する。

【高知県統一校務支援システムにおける出席簿等の取り扱い】

出欠区分	出席簿	通知票	指導要録
教育支援センター等全	出席扱い	出席扱い	出席扱い
教育支援センター等 A	欠席	出席扱い	出席扱い
教育支援センター等 B	欠席	欠席	出席扱い

【注】 四万十町は通知票と指導要録を出席扱いとする教育支援センター等 A パターン。
出席簿入力時に選択入力する

【入力例】校務支援システム クイックマニュアル

[指導要録様式 I 表\(小学校\)](#)

[指導要録様式 I 表\(特別支援学級・小学校\)](#)

[指導要録様式 I 表\(中学校\)](#)

[指導要録様式 I 表\(特別支援学級・中学校\)](#)

校務支援システム クイックマニュアル

[・新年度準備](#)

[・【共通】学籍異動\(転校処理\)](#)